

我孫子市高齢者支援課との打ち合わせ議事録

日時:2023 年 6 月 22 日 10:00～11:30

場所:市役所西別館 4階会議室

参加者:

＜高齢者支援課＞ 飯田部長 長島課長 茅野課長補佐 菊田様 丸山様 加藤様
＜創造会＞ (看護部) 菊地 (経営企画室) 渡辺 磯岡 佐藤

1.参加者自己紹介

2.創造会 プレゼンテーション

- 1) 概要説明(磯岡)
- 2) 補足説明(佐藤) 別紙 PPT 参照
- 3) 介護医療院の可能性(渡辺) 別紙 PPT 参照

4) 菊地看護部長より補足説明

- ・ 療養病棟の医療区分 1 程度の方などを対象として、退院後の行き先がない方が増えているのが実感。かなり遠方の療養機関を紹介する事例も少なくない。さらに独居世帯、老老介護世帯、認知症を有する高齢者の増加があり、医療依存度の高い方を在宅で支えにくい状況もある。
- ・ 吸引や在宅酸素、糖尿病の管理(インスリン注射)は家族の協力に依存せざるをえないが、家族状況により在宅療養が難しい要介護者が存在する。
- ・ 人生の最後を迎える場として、生活空間となる介護医療院は、病院とは全く異なる環境である。
- ・ 終末期を迎える患者、家族にとっては、その時々で変化する思いもあり、そこに沿った医療ニーズを提供できることが急性期病院と併設している当法人老健が転換するメリットにもなる。
- ・ 介護医療院は、長期入院のみならず、当然在宅復帰も可能。地域に戻ることがコンセプトであることには変わらない。
- ・ デメリットとしては 「長期入所＝利用者負担が大きい」こと、「多床室である点で生活の場とはいえ完全なプライベートは保てないこと」などがある。

- ・ 現在病院では地域包括ケア病棟を運営しているが在院日数には限りがあり、その後自宅退院が困難な場合、地元から離れることを余儀なくされることもあり、「家族のそばで過ごしたい、住み慣れた地域で暮らしたい」という市民の思いを実現できない。

3. 意見交換及び質疑

(加藤様)

- ・ 計画側の観点で、老健整備(あおいの園我孫子西)直後に同規模の老健病床を減床することへの抵抗感がある。実際のニーズを把握する必要がある。
老健を利用したいのに利用できない市民が増えることは避けたい。
- ・ サービス提供の観点から95床が埋まるのか?という疑問がある。
我々(行政側)が考えることではないのかもしれないが、計画して整備する以上、ニーズがあるという前提は必要。我孫子市では他地域の介護医療院の利用者が数名程度という実態でありニーズがあるのか疑問。

⇒ 老健を減少しても、老健と同様のサービスの介護医療院が同数増床する。実際、松戸市や千葉市も、昨年、老健から介護医療院に転換しており、計画書も100床程度老健が減少し、介護医療院が同数程度増となっている。今いる利用者をそのまま引き継ぎながら、医療の必要な方も受け入れることができ、選択肢が増えたと考えてほしい。介護医療院であっても、ディケアやショートステイも受け入れ可能であり、在宅復帰の方にも対応している。

(加藤様)

- ・ スケジュールの観点から、計画(素案)を11月までに策定し、12月でパブコメ募集という流れが想定される。それまでに市と県の計画への掲載、場合によっては一般公募手続きも想定される中で、時間的な制約もある。特養整備に際しては申請から認可に1年近くかかった状況もある。現状施設からの移行プロセスも明確にする必要がある。

⇒ 県の認可は、2ヶ月程度を要するとのこと。(※協議は別途、下方県 HP 参照)
公募については、県に確認したところ、市の考え次第と聞いている。

(加藤様)

- ・ 総合的に、市民の選択肢としての介護医療院整備は有用とを感じるが、とはいえ利用者負担が大きくなる(長期入所)点も考慮する必要がある。
- ・ 市民アンケートでも、施設利用に当たって「近隣施設を希望する」という意向は強いものの、料金部分での優先度も高い(費用が安い方が良い)

⇒ 料金は、介護度によって決まる。医療ケアを行った分だけ費用はかかり、それは

病院に入院中でも同様である。逆に介護度が低い人は、老健でも介護医療院でも負担に大差はない。(みんなのあんしん介護保険参照、我孫子市発行)

また、実際に医療が必要になり、病院への入退院を繰り返すことになると、施設からの退去や入所の手間など、利用者の負担は心身ともに、むしろ大きくなると考えられる。(後日一部追加)

(茅野課長補佐)

- 2025 年の段階では、対象となる年齢層に限って言えば急激な変化は生じず、2040 年の段階で 85 歳以上の高齢者(医療依存度の高い方を含め)が増大する点で、その段階で大きな問題となることは十分に考えられる。

⇒ 確かに、今急激な変化はないかもしれないが、それに向けての準備は必要と考える。すでに、必要とされる実例も存在する。介護医療院の転換によって、さまざまな事情のある方を地域で支え、患者、利用者、職員、地域の満足を得ることが期待できる。(後日追加)

(その他)

- 多床室である点で生活の場とはいえ完全なプライベートは保てないことについて

⇒ エスパーロは現在個室15名4人室20室となっている。パーティションを設置することで、プライベートな空間を保つことは可能と考える。(後日追加)

※ 県ホームページから抜粋

介護医療院の開設許可に係る事務手続フロー

	事業者	市町村	県	期間の目安	備考
1 市町村との協議 ・計画との整合性 ・土地利用関係の確認 (都市計画・農地転用等) ・補助金・交付金の利用		→		1か月 ※補助金・交付金を利用する場合を除く。	転換の場合、併せて、医療法、医療法人関係の手続を行う。
2 県との事前協議 ・人員基準の適合 ・施設・設備基準の適合		→	→	1か月	申請書の様式・添付書類により協議
※着工					
3 本申請		→	→	1か月 前々月1～15日までに申請	不備・変更等修正のうえ、申請・受理 介護保険法第107条第6項による
4 市町村への意見照会			← 照会 回答 →		
5 現地確認	←				
6 許可	←				